

事業者の方は、次の①から⑨のような場合には、税務署への届出が必要です。

① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

※ この場合の1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもでき、いずれの基準で判定するかは任意です。

③ 簡易課税制度を選択するとき

④ 課税事業者となることを選択するとき

⑤ 課税期間の短縮を選択するとき、又は既に短縮を選択している課税期間を変更するとき

⑥ 任意に中間申告書を提出するとき

⑦ 新設法人に該当するとき

⑧ ①に該当しなくなったとき

⑨ ③から⑥を取りやめるとき など

届出書の用紙は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。